

山口県高圧ガス保安功労者等表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高圧ガスの保安に関する技術の向上と保安意識の高揚を図るため、高圧ガスによる災害の防止に顕著な功労、功績のあった個人、事業所又は団体に対して知事が行う表彰について必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 高圧ガス特別功労者
- (2) 高圧ガス保安功労者
- (3) 高圧ガス優良事業所
- (4) 高圧ガス優良保安責任者

(表彰の基準)

第3条 知事は、表彰の種類に応じて、次の各号に該当する個人、事業所又は団体を表彰することができる。

なお、事業所にあつては、知事表彰の受賞歴がある場合であっても、受賞から20年を経過しているものは対象とすることができる。

- (1) 高圧ガス特別功労者

高圧ガスによる災害を身をもって未然に防止し、又は高圧ガスによる災害が発生した場合においてその災害の拡大を防ぎ、もって公共の安全の確保に多大の貢献をした者及び知事が特に表彰すべきと認める者

- (2) 高圧ガス保安功労者

高圧ガスに関する学識経験が深く、自己の所属する事業所において保安に関する管理技術及び教育（LPガスの販売にあつては安全器具の普及を含む。）について優秀な業績があり、かつ、高圧ガス関係保安団体において保安に関する顕著な功績があり原則として高圧ガス事業所において10年以上、かつ、高圧ガス関係保安団体において10年以上その業務に従事している者及びこれと同等と認められる個人又は団体

- (3) 高圧ガス優良事業所

高圧ガスの製造、販売、貯蔵又は特定高圧ガス消費事業所として5年以上の実績があり、保安上の体制及び措置等（LPガス販売事業所にあつては安全器具の普及を含む。）が優れていると認められる事業所

- (4) 高圧ガス優良保安責任者

高圧ガス保安責任者（保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員、保安企画推進員、冷凍保安責任者、販売主任者、取扱主任者、容器検査主任者、移動監視者及び業務主任者をいい、これらの代理者は除く。）として現に選任され10年以上の経験を有しており、かつ、常に積極的な熱意をもってその業務を遂行し、保安の確保（業務主任者にあつてはLPガス安全器具の普及を含む。）に努めていると

認められる者

(表彰の除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者をこの規程による表彰の対象外とする。

- (1) 勲章を受けた者、高圧ガス保安に関する功労により褒章を受けた者、及び近く叙勲の候補者となり得る者
- (2) 平成27年以前の高圧ガス事故について、過去10年間にA級又はB級事故（C級事故の繰り返しによりB級事故に該当した事故を除く。）を起こした者
- (3) 平成28年以降の高圧ガス事故について、A級又はB1級事故を起こした者
- (4) 液化石油ガス事故について、過去5年間に人的被害又は物的被害を伴う事故を起こした場合、又は過去3年間に人的被害又は人的被害を伴わない事故を起こした者（事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。）
- (5) 高圧法、液石法に係る法令違反で、現に法令違反の状態にあるもの又は過去5年以内に法令違反があり、命令、罰則等の処分を受けたもの又はそれに類する者
- (6) 液化石油ガス販売事業所等立入指導において、改善指摘事項があった事業所については、指摘事項に対して改善された日から2年を経過していない者

(推薦書の提出)

第5条 表彰するに値すると認められる候補者があるときは、別紙様式1、2、3又は4の推薦書に必要書類を添えて所定の期日までに各1部提出するものとする。

(表彰)

第6条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(表彰の期日)

第7条 表彰は、高圧ガス保安活動促進週間中の別に定める日又は高圧ガス関係保安団体の総会の開催日に行う。ただし、必要に応じて随時行うことができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和63年8月9日から施行する。

2 昭和48年10月22日制定の「山口県高圧ガス保安功労者等表彰規程」は廃止する。

附 則

この規程は、平成6年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月15日から施行する。